

平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	菜の花館	所在地	志摩市阿児町神明642-1
指定管理者名	社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会	指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
設置目的	介護予防拠点施設		
業務内容	高齢者を対象に通所による生活指導や趣味活動等を提供し生きがいを支援する。		
施設概要	●建物面積/160.95㎡ ●床面積/141.61㎡ ●鉄骨平屋建て ●建物設備/事務室、湯沸室、喫茶室、和室、浴室（男女）、トイレ（男女）		
職員体制	通所事業時： 養護職員2名、送迎員2名		貸館時：1名
施設所管課名	健康福祉部 地域福祉課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料	0	0	0	0
		利用料金	1,540,500	1,482,100	1,214,250	-267,850
		その他	3,823,100	3,541,600	2,644,800	-896,800
		計(a)	5,363,600	5,023,700	3,859,050	-1,164,650
	支出	人件費	2,500,259	2,560,884	2,480,320	-80,564
		管理運営費	2,395,585	2,451,998	2,192,859	-259,139
		その他				
計(b)		4,895,844	5,012,882	4,673,179	-339,703	
収支差引額(a-b)		467,756	10,818	-814,129	-824,947	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	生きがい活動支援通所事業の利用者が、介護サービス利用移行等に伴い、利用実績が減少したことから、利用料金と委託料がマイナスとなり支出超過となり、収支差額がマイナスへ転じた。
----------------------------------	---

3 総合評価

指定管理者	市
<p>主に、介護予防拠点施設として、生きがい活動支援通所事業と地域住民への一般利用を実施しているが、本年度は利用者の安定利用が見込めない状況となってきた。このまま事業継続をしていくのか、事業受託について検討の必要性を感じている。</p> <p>所管課との協議により、要支援者や介護予防に特化したデイサービス実施や総合事業の生活支援サービスへのシフトなどの検討が必要となるのではと考えている。</p>	<p>介護予防拠点にて、生きがい活動支援通所事業として施設通所サービスを行っている。</p> <p>生きがい活動通所支援事業は要介護状態及び要支援状態となっていない方を対象としているが、介護サービスの利用希望者が多く、本事業の利用者が減少している。事業を継続できるように他部署と連携して、利用者確保へ努めていきたいと考えている。</p> <p>なお、サービス向上のため、利用者からの意見があれば改善に努めている。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針については事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	B	施設の設置目的である「市民の健康増進」に資することが概ねできた。	B	施設利用者は減少したものの設置目的は概ね達成できたと思われる。
	③運営状況	A	事業計画書とおりの供用日数・時間を達成した。	A	事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	管理運営体制に基づいて職員を配置し、その他の職員も適正に配置した。職員の勤務実績も特に問題はなかった。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。
	⑤意思疎通	A	定期的な事業報告をした。また、情報を共有しておくべき事柄が生じた際は遅滞なく報告を行った。	A	定期的な報告があり、適切な意思疎通ができていた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	A	点検記録、修繕記録等、各種整備保管が適正に行われている。	A	各種の記録については、適正に整備・保管がなされている。
	⑦使用許可等	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	A	協定書の定めるところにより適正な対応ができています。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	協定書の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書及び業務委託契約に基づき、適正に徴収していた。
	⑨個人情報	A	個人情報取扱特記事項のとおり適正な取扱いであった。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する労働基準法、労働安全衛生法等、関係法令や規則を理解し、遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	B	利用者から随時聞き取りを行い、利用者のニーズを把握したうえで、ニーズに応じた事業実施をした。ただ、利用者数の減少があったためB評価。	A	利用者からの相談に対応し、ニーズに応じた事業を行っている。利用者の減少については市への申込や相談件数が少ない事に起因している。
	②利用者の平等な利用	A	利用者からの相談には随時対応し、その内容によって職員間の情報共有と打ち合わせを実施し、サービス水準の確保を図った。	A	サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	利用に関する情報は、すべての利用者へ連絡が来ていた。	A	インターネット環境のない利用者へも電話や文書で連絡するなど適切な情報提供ができていた。
	④非常時・緊急時の対応	B	緊急時のマニュアルは未整備であるが、災害時、事故発生時・緊急時に対応できるよう連絡体制を整備している。利用者職員を対象に地震を想定した避難訓練を年2回実施した。	B	救急救命講習の実施は評価できるが、緊急時のマニュアルは早期に整備されたい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っている。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	定期的な外出による心身リフレッシュの機会を作っている。利用者からは好評をいただいている。
	⑦事業の評価	B	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	B	担当職員の定期訪問による打合せ会議を実施。改善点の把握と課題解決に向け努めている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	日常的に施設・設備等は点検しており、管理は適切であった。施設・設備等に起因する事故等は起きていない。	A	施設設備等について安全上の問題はなかったが、美観の保持については努力を要する。
	②備品の管理	N	備品等は市役所より借用のため備品台帳の整備はない。	N	市にて備品台帳を管理している。
	③備品・設備等の整理整頓	A	職員間で声かけを行い、常に整理整頓がなされている。高齢利用者が多い中、安全面には特に配慮している。	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	A	協定書で定められた額未満の修繕は速やかに実施した。市の予算にて行う修繕に限らず、遅滞なく所管課に連絡し調整を行った。内容もきちんと記録した。	A	異常が認められた際は速やかに適切な処置が講じられており、その内容も問題なく記録されていた。
	⑤清掃業務	A	営業日には必ず掃除を実施しており、常に清潔な状態を保つよう努めた。	A	基本的には清掃が行きとどいている。
	⑥防犯体制	B	鍵の管理は延べ3名の職員が確認し合い適切に行った。防犯については不審者情報を注視し本会所管課との情報連携を実施している。必要に応じて建物周辺の点検を実施。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも通常求められる水準をクリアしていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類もきちんと保管している。普段の会計処理は簿記の有資格者が行い、決算については税理士に委託している。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理も簿記の有資格者及び税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	期限内に納付されていることを領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	C	利用者の高齢化と介護サービスへの移行等により利用者数が減少に転じたため収支差額がマイナス決算となっている。	C	介護サービス利用者が増加しているため利用者が減少した。市でも他課と連携し利用者確保に努めていきたい。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。